年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 17件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 12 件

東北(福島)国民年金 事案 1784

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、婚姻のため会社を退職してから、A市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。

申立期間当時、私は夫の両親の仕事を手伝っていたので忙しく、国民 年金保険料の納付が納期に遅れたこともあったが、保険料を納付した際、 「これで納付済みとなったので大丈夫です。」と言われたことを覚えて いる。

引っ越しなどにより、領収書を紛失してしまったが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立期間を除いて申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は無い。

また、申立人は、申立期間当時、夫の両親の仕事を手伝っていたので忙しく、国民年金保険料の納付が納期に遅れたこともあったと述べているところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立期間前の昭和56年4月から57年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、未納の解消に努めていたとする申立人の主張とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北(福島)国民年金 事案 1785

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年3月まで 国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納になっている。

申立期間当時、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国 民年金保険料を銀行窓口で毎月 25 日前後に納付してくれていたので、 申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得 記録の入力処理は昭和63年5月31日に行われていることから、この頃に 国民年金の加入手続が行われたことが推認でき、当該手続が行われた時点 において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人及びその姉の保険料を一緒に納付していたと述べているところ、申立期間当時、申立人の姉は、申立人及びその母親とは別居していたが、改製原附票によると、申立人と同じ住所地であったことが確認できる上、申立期間の姉の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北(秋田)国民年金 事案 1786

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、父親が自らの分と母親の分と一緒に納付していた。昭和52年9月の結婚後に、父親から「今年の分は納付してあげるが、来年からは自分で納付するように」と言われたことを覚えている。父親は、A町から国民年金制度の普及を依頼され、また、町内会長として保険料の納付にも関与していたと聞いたことがある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、オンライン記録によれば、申立期間に係る保険料を納付したとされる申立人の父親及び母親の申立期間に係る保険料は、母親に係る6か月の国民年金被保険者資格の喪失期間を除いて、納付済みであることが確認できる。

また、A町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及びオンライン記録によれば、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父親及び母親の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 48 年2月から申立期間の前月まで、申立人と同様に国民年金の加入期間に保険料が未納となっている期間は無いことが確認できることから、申立人の主張どおり、申立人の父親が申立人を含む3人分の保険料を継続して納付していたことが推認でき、申立人が、その父親から「今年の分は納付してあげるが、来年からは自分で納付するように」と言われたとの主張を踏まえると、申立人の父親が申立期間に係る保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北(青森)国民年金 事案 1788

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年7月まで

私と夫の国民年金保険料は、私が納付していた。申立期間の夫の国民 年金保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料は未納とされてい る。

国民年金保険料を納付する際は、農協、銀行等を利用していたと思う。 申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、婚姻した昭和 55 年 3 月以降の申立期間を除いた国民年金加入期間(第 3 号被保険者期間を除く。)に係る国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料納付意識の高さがうかがわれる。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金第1号被保険者資格の再取得処理が平成元年1月9日に行われていることが確認できることから、この頃、申立人の国民年金の再加入手続が行われたものと推認され、申立期間に係る国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立人が自分と夫の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の夫の申立期間における保険料が納付済みとされていることを踏まえると、申立人がその夫の保険料を納付しながら、自らの保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月7日

私は、平成元年7月から 16 年2月までA事業所に勤務しており、申立期間の賞与が支給されていた。私が所持している申立期間の賞与の支払明細書に、厚生年金保険料控除額が記載されているにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料(賞与・一時金)支払明細書、事業主が提出した 賞与額及び賞与に関する控除額のメモにより、申立人は、申立期間におい て、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与か ら控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の所持する上記給料支払明細書及び事業主のメモにより確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間に係る標準賞与額の記録を20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、申立人と同様に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除していたとする全ての元同僚についても申立期間に係る賞与の記録が無いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月7日は40万円、16年7月24日は38万2,000円、同年12月29日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月7日

② 平成16年7月24日

③ 平成 16 年 12 月 29 日

私は、平成10年6月から17年1月までA事業所に勤務しており、申立期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与額及び賞与に関する控除額のメモ並びに複数の同僚が所持する給料(賞与・一時金)支払明細書により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の事業主のメモ及

び給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成 15 年 12 月 7 日は 40 万円、16 年 7 月 24 日は 38 万 2,000 円、同年 12 月 29 日は 31 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、申立人と同様に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除していたとする全ての元同僚についても申立期間に係る賞与の記録が無いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北(岩手)厚生年金 事案 3020

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成18年6月15日は11万5,000円、同年12月15日は46万円、19年6月15日及び同年12月17日は35万5,000円に訂正することが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月15日

- ② 平成 18年 12月 15日
- ③ 平成19年6月15日
- ④ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが 分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成 18 年 6 月 15 日は11 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 46 万円、19 年 6 月 15 日及び同年 12 月 17 日は 35 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役に照会しても回答が無く、 破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同 社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、 冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所(当時) には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納 付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月29日から36年1月1日まで 申立期間は、株式会社AのC事業所の閉鎖に伴い同社B事業所に異動 した期間である。当該期間も継続して勤務していたので、年金記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Aの一部門を分離して設立された分割会社である株式会社Dから提出された人事関係資料及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し(昭和 35 年 10 月 27日に株式会社AのC事業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の株式会社AのB事業所における資格取得日については、 上記人事関係資料によると、昭和35年10月27日に異動したことが記載 されているものの、オンライン記録における同社C事業所の資格喪失日は 同年10月29日となっていることから、同社B事業所の資格取得日を同日 とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB事業所における昭和 36 年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社AのB事業所は、申立

期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社は 法人事業所であり、申立人の具体的な記憶及び元同僚の証言により、同社 B事業所には申立期間当時、5人以上の従業員が常時勤務していたことが 確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を 満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで 私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社 に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金 保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで 私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社 に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金 保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、 同社に継続して勤務し(昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社 に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで 私は、昭和40年4月にA株式会社に入社し平成18年に退職するまで 継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無か った。

申立期間に社名が変更になったが、同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員名簿から判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社の関連企業として新たに設立されたC株式会社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 60 年 5 月 1 日であり、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している11人のうち、申立人を含む10人は、A株式会社からの転籍者であり、全員が昭和60年4月21日に同社における被保険者資格を喪失している。

この間の事情について、B株式会社は、「関連企業が設立されたときに 転籍した従業員は、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるま での期間は、従前の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有すべきであるところ、誤った資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、 転籍前の事業所から給与が支給され、保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、前述のB株式会社の回答から判断すると、A株式会社に係る資格喪失日を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時の記録から 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A株式会社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の記録における資格喪失日が昭和 60 年 4 月 21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで 私は、昭和59年12月にA株式会社に入社し平成8年に退職するまで 継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無か った。

申立期間に社名が変更になったが、同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、 申立人は、申立期間において、A株式会社の関連企業として新たに設立さ れたC株式会社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 60 年 5 月 1 日であり、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している11人のうち、申立人を含む10人は、A株式会社からの転籍者であり、全員が昭和60年4月21日に同社における被保険者資格を喪失している。

この間の事情について、B株式会社は、「関連企業が設立されたときに 転籍した従業員は、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるま での期間は、従前の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有すべきであるところ、誤った資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、 転籍前の事業所から給与が支給され、保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、前述のB株式会社の回答から判断すると、A株式会社に係る資格喪失日を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時の記録から 13 万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A株式会社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の記録における資格喪失日が昭和 60 年 4 月 21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで 私は、昭和58年11月にA株式会社に入社し平成8年に退職するまで 継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無か った。

申立期間に社名が変更になったが、同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、 申立人は、申立期間において、A株式会社の関連企業として新たに設立さ れたC株式会社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 60 年 5 月 1 日であり、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している11人のうち、申立人を含む10人は、A株式会社からの転籍者であり、全員が昭和60年4月21日に同社における被保険者資格を喪失している。

この間の事情について、B株式会社は、「関連企業が設立されたときに 転籍した従業員は、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるま での期間は、従前の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有すべきであるところ、誤った資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、 転籍前の事業所から給与が支給され、保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、前述のB株式会社の回答から判断すると、A株式会社に係る資格喪失日を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時の記録から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A株式会社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の記録における資格喪失日が昭和 60 年 4 月 21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北(青森)厚生年金 事案 3030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 46 年 12 月 30 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年8月31日まで

- ② 昭和46年12月30日から47年1月1日まで
- ③ 昭和57年5月30日から同年6月1日まで

申立期間①について、昭和 44 年4月に株式会社B (現在は、株式会社C) D支店から同社E支店に異動したが、当時特に賞罰は受けていないにもかかわらず、標準報酬月額が3万6,000円に下がっているのは納得できないので、訂正してほしい。

申立期間②について、昭和46年12月に株式会社FのG支店から関連会社のA株式会社へ出向したが、この間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、昭和 57 年 5 月にA株式会社H支店から同社本店へ異動した。会社を辞めたことはなく、この間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社F及びA株式会社並びに同僚の回答から判断すると、申立人は、株式会社F及び関連企業であるA株式会社に継続して勤務し(昭和 46 年 12 月 30 日に株式会社FのG支店からA株式会社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 47 年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A株式会社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、A株式会社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和57年5月30日にA株式会社H支店から同社本店に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 57 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、雇用保険 及び社会保険事務所の記録における資格取得日が昭和 57 年 6 月 1 日であ り、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を 記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得 日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月の保険 料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間 ③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額がその前の期間より低額になっていることについて納得できないとして、記録の訂正を申し立てているところ、株式会社Cは、申立期間①当時の関係資料は無く、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不

明と回答している。

また、同僚の証言から判断すると、株式会社Bは、厚生年金保険について昭和 44 年4月1日に本店において一括適用となったことが推認できるところ、オンライン記録によると申立期間①の直前に同社D支店において被保険者記録が確認できる 27 人のうち、25 人の者の標準報酬月額が同年4月1日に従前の金額より低くなっていることが確認できることから、そのことについて、同社D支店を含む複数の支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できる複数の同僚に照会したが、申立期間当時における標準報酬月額の決定方法等についての証言は得られなかった。

さらに、申立人に係る株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できるほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで 私は、昭和59年10月にA株式会社に入社し、現在も継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

申立期間に社名が変更になったが、同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、 申立人は、申立期間において、A株式会社の関連企業として新たに設立さ れたC株式会社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 60 年 5 月 1 日であり、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している11人のうち、申立人を含む10人は、A株式会社からの転籍者であり、全員が昭和60年4月21日に同社における被保険者資格を喪失している。

この間の事情について、B株式会社は、「関連企業が設立されたときに 転籍した従業員は、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるま での期間は、従前の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有すべきであ るところ、誤った資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、 転籍前の事業所から給与が支給され、保険料を控除していた。」旨回答し ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、前述のB株式会社の回答から判断すると、A株式会社に係る資格喪失日を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時の記録から 14 万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A株式会社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の記録における資格喪失日が昭和 60 年 4 月 21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで 私は、昭和44年3月にA株式会社に入社し平成19年に退職するまで 継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無か った。

申立期間に社名が変更になったが、同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員名簿から判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社の関連企業として新たに設立されたC株式会社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 60 年 5 月 1 日であり、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している11人のうち、申立人を含む10人は、A株式会社からの転籍者であり、全員が昭和60年4月21日に同社における被保険者資格を喪失している。

この間の事情について、B株式会社は、「関連企業が設立されたときに 転籍した従業員は、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるま での期間は、従前の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有すべきであるところ、誤った資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、 転籍前の事業所から給与が支給され、保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、前述のB株式会社の回答から判断すると、A株式会社に係る資格喪失日を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時の記録から 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A株式会社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の記録における資格喪失日が昭和 60 年 4 月 21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北(青森)厚生年金 事案 3033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月21日から同年5月1日まで 私は、昭和54年6月にA株式会社に入社し60年11月に退職するま で継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無 かった。

申立期間に社名が変更になったが、同一事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B株式会社からの回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社の関連企業として新たに設立されたC株式会社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 60 年 5 月 1 日であり、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している11人のうち、申立人を含む10人は、A株式会社からの転籍者であり、全員が昭和60年4月21日に同社における被保険者資格を喪失している。

この間の事情について、B株式会社は、「関連企業が設立されたときに 転籍した従業員は、転籍先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となるま での期間は、従前の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有すべきであるところ、誤った資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、 転籍前の事業所から給与が支給され、保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、前述のB株式会社の回答から判断すると、A株式会社に係る資格喪失日を昭和 60 年 5 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A株式会社が加入していたD厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の記録における資格喪失日が昭和60年4月21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北(青森)厚生年金 事案 3034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月28日から同年8月1日まで 年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間と されている。

私は、昭和 36 年 5 月 1 日に株式会社AのC支店から同社D営業所 (昭和 36 年 5 月 27 日に株式会社BのD営業所に名称変更)に異動した が、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する申立人に係る社員カード、申立人が所持する辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社Bに継続して勤務し(株式会社AのC支店から株式会社BのD営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、複数の同僚の証言及び当該複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、株式会社BのD営業所が適用事業所となった昭和36年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和 36 年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北(福島)厚生年金 事案 3037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年4月16日、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月16日から同年12月21日まで

② 昭和37年2月1日から同年4月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされているが、A事業所の人事記録には私が申立期間①及び②において臨時月雇作業員として勤務していることが記載されている上、同事業所の雇用台帳には申立期間①における厚生年金保険の加入記録が記載されている。

申立期間②については、A事業所の雇用台帳には厚生年金保険の加入 記録は記載されていないが、同事業所の人事記録において申立期間①及 び②における雇用形態及び格付賃金(日当)に変更が無いことが確認で きることから、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、 申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する申立人に係るA事業所の雇用台帳及び人事記録の写し並びに同事業所の業務を引き継いだB事業所の回答から、申立人は、申立期間①においてA事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記人事記録において申

立人の昭和36年4月16日の格付賃金が450円と記載されていること、及び申立人は、「申立期間における1か月の勤務日数は24日であり、給与月額は日額450円の24日分として1万800円であった。」としていることから、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 B事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、不明と回答しているが、申立期間①におけるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原 票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届(被保険者報酬月額算定基礎届を含む。)を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、上記雇用台帳及び人事記録並びにB事業所の回答から、申立人が申立期間②においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記雇用台帳には申立期間②における申立人の厚生年金 保険の加入記録が記載されていない上、B事業所は、申立期間②において、 A事業所は申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思われると回 答している。

また、上記人事記録に記載された申立人の業務内容は、A事業所に勤務していたことが認められる申立期間①はC職、同事業所及び他の事業所に勤務していた昭和 37 年4月1日以降についてはD職又はE職と記載されているが、申立期間②についてはF職と記載されていることから、A事業所における厚生年金保険の加入の取扱いが臨時月雇作業員の業務内容によって異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間②における厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(青森)厚生年金 事案 3039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を昭和38年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から39年2月21日まで 年金記録を確認したところ、株式会社C(現在は、B株式会社)から A株式会社に転籍となった期間が厚生年金保険の未加入期間とされてい るが、転籍の前後を通じて業務内容や勤務先は変わらず、厚生年金保険 料も給与から継続して控除されていたので申立期間を厚生年金保険の被 保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が所持する辞令及び給料明細書並びに当該同僚の証言から 判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭 和 38 年 11 月 21 日に株式会社CからA株式会社に転籍)、申立期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年2月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北(福島)厚生年金 事案 3042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月15日から同年6月2日まで

B県C市に所在したA株式会社に勤務した昭和 49 年 12 月1日から 52 年1月5日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、同社で継続してB職として勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、途中で退職したことや休職したことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に勤務し、総務担当であったとする同僚は、「給与 関係事務は本社で行っていたが、給与支給額に変動は無かった。また、従 業員の業務の変更も無かった。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 50 年4月の記録から8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和50年5月15日に

厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年6月2日に株式会社Aとして新規適用事業所となっていることから、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、A株式会社は法人事業所であり、複数の同僚の証言から5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA株式会社は適用事業所の要件を満たしていながら、昭和50年5月15日に社会保険事務所に適用事業所ではなくなる届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北(宮城)国民年金 事案 1787

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年10月まで

申立期間については、当時の夫がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、婚姻期間中は、その夫が国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、離婚後は、私がB市役所へ出向いて、納期限までに現金で保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、当時の夫がA町で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に係る同町の国民年金加入記録は確認できない上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、同町を通じて申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の国民年金被保険者名簿 (紙名簿)によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同市で昭和 47 年 5月9日に払い出され、被保険者資格を 44 年 9月1日に遡って取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によれば、申立期間は、上記の国民年金被保険者名簿と同様に未加入期間とされており、オンライン記録とも一致している。

加えて、上記の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、B市で国民年金手帳記号番号が払い出された日から2か月半後に、昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料をまとめて納付している上、申立人は、

離婚により 42 年7月以降にA町から同市へ転入した後は、当該保険料を納付するまで同市から転出しなかったと述べていることを踏まえると、同市において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

その上、申立人は、申立期間のうち婚姻期間中の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わってA町で加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の元夫は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、申立人は、昭和 42 年7月以降にB市に転入した後の国民年金の手続に関する記憶が定かではなく、申立人と同居していたとする両親も既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北(福島) 国民年金 事案 1789 (福島国民年金事案 476 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 41 年3月までの期間、46 年1月から同年 3月までの期間及び 47 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料 については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで

② 昭和46年1月から同年3月まで

③ 昭和47年1月から同年3月まで

昭和 36 年頃A市役所の担当者が国民年金保険料の集金に来ていた。 そのとき、私と夫の保険料に係る納付書に領収印を押してもらった。そ の後は 41 年から信用組合、銀行又は同市役所で保険料を納付していた。 同市役所で納付したときは子供二人を連れ大変な思いをしたこともあっ た。申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

平成 21 年に第三者委員会にこの旨申し立てた。しかし、その回答には納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無いこと、ii)申立期間①について、申立人は国民年金保険料を納付書で納付していたと主張しているものの、昭和40年3月15日発行のA市の市政だよりによると、保険料の納付方法が同年4月から納付書方式に改められた旨の記載があることから申立内容との整合性が認められないこと、iii)申立期間①、②及び③について、申立人は、自分の国民年金保険料を夫の分と併せて納付していたと主張しているものの、社会保険事務所(当時)が保管している申立人の夫に係る特殊台帳によれば、申立期間①及び②の保険料は未納となっていること、及び申立期間③直後に申立人と同様に申請免除とされている期間があるところ、その期間は申立人より短いな

ど夫の保険料を優先的に納付していたことがうかがえることから、申立人が申立期間に係る保険料を納付したとは考えにくいこと、iv)社会保険事務所が保管している申立人に係る特殊台帳には、昭和 40 年度、45 年度及び 46 年度の摘要欄に、申立人に国民年金保険料の過年度納付書が発行された旨の「B」の文字が記載されており、その時点では未納期間であったことが確認できるところ、その後申立人は遡って納付したとの証言も無いことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成 21 年 2 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、第三者委員会の回答に納得できない旨主張しているが、これは年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北(宮城)国民年金 事案 1790 (宮城国民年金事案 1392 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年1月まで

私は、A市B区役所で国民年金保険料を納付し、過分に納付した1か月分の国民年金保険料が同区役所から還付されたことを覚えているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)基礎年金番号の導入(平成9年1月)より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられること、ii)申立人の記憶は明確でなく、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について不明であることなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成23年5月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが、申立期間に係る国民年金保険料の納付をA市B区役所で行ったこと、及び納付した国民年金保険料のうち、1か月分が同区役所から還付されたことを記憶していると主張し、再度、申立てを行っている。

しかし、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするA市 B区役所は、平成元年4月1日に設置されていることから、申立人の主張 は当時の状況とは相違している。

また、日本年金機構C事務センターは、国民年金保険料の還付は社会保 険事務所(当時)から送付される還付請求書の提出により行われるとして いることから、保険料の還付に係る申立人の主張は当時の取扱いと相違しているなど、申立人の主張は年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北(秋田)厚生年金 事案 3024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から56年9月まで

私は、A県B市にあったC事業所に勤務し、D業務をしていた。事業 主の都合によりD業務の必要がなくなったため退職したが、10年間も 勤務していた期間が、厚生年金保険の未加入期間となっていることに納 得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張するC事業所について、関係団体に照会したところ、申立期間当時、申立人の記憶している所在地に同事業所が存在していたことが確認できる上、申立人が勤務内容等を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所は、厚生年金保険の事業所名簿に記載されておらず、オンライン記録においても同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C事業所は昭和 59 年頃に廃業し、事業主も既に亡くなっている 上、申立人は申立期間当時の同僚等の氏名について記憶していないことか ら、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等に ついて確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間は、夫のE共済組合の保険証を使っていた。夫の扶養となった時期は分からないが、ずっと扶養家族になっていた。」と述べており、申立人の夫は申立期間当時、E共済組合に加入していることが確認できることから、申立人は申立期間において夫の被扶養者

となっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北(宮城) 厚生年金 事案 3025 (宮城厚生年金事案 345、1142 及び 1695 の 再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年5月13日まで 申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けた が、私は、平成2年頃から9年頃まで継続してA株式会社に勤務してい たはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めても らいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録上、申立人が平成7年9月1日にA株式会社で被保険者資格を喪失し、8年5月13日に再度被保険者資格を取得するまでの期間、健康保険被保険者整理番号に欠番は無く申立人の氏名は見当たらないこと、ii) 申立人の健康保険証は7年9月11日に回収され、再取得後の8年5月15日に交付されていること、iii) 申立人が記憶する同僚からも申立期間の勤務状況について証言を得ることができない上、当該事業所は9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡し、当時の資料も保存されておらず、保険料の控除を確認できる関連資料が無いことなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づく 20年11月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間当時に前歯の治療を行った歯科医院を思い出したとして再申立てを行っているが、i)当該歯科医院の院長は、「当時、申立人の前歯の治療を行ったことを覚えている。勤務先の労災保険が使えないため、A株式会社の社長が治療費を全額負担するという約束があったことから治療を行った。」と証言していること、ii)平成 20 年 10 月 24

日に実施した口頭意見陳述の場において、申立人は、「労災保険は使うことができなかった。社長が治療費を全額支払った。」と述べていることなどを理由として、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会の決定に基づく22 年 1 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、新たに思い出したとする同僚について、「日給月給支給の臨時社員であったが、厚生年金保険には加入していたと思う。」として再申立てを行っているが、オンライン記録によると、当該同僚の氏名は見当たらず、所在が不明であることから申立人の当時の勤務実態及び保険料控除等についての証言を得ることができないことなどを理由として、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は上記の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、年金記録確認B地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(青森)厚生年金 事案 3026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年11月2日まで 私は、有限会社Aに昭和40年3月1日から41年10月22日まで勤務 したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

有限会社Aには、同社の前に勤務していた会社を昭和 40 年 2 月末日に退職して間を置かずに勤め始めたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している失業保険被保険者証及び有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚2人の証言から、勤務を開始した日を特定することはできないが、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Aは既に解散している上、元事業主は亡くなっており、 申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、上記同僚は、申立期間当時、有限会社Aには、アルバイトを含めて全部で 10 人程度が勤務していたと証言しているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者は事業主を含め4人である上、申立人及び上記同僚が、申立人と同じ業務に就いていたとして氏名を挙げた同僚についても、上記被保険者原票において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、有限会社Aにおける申立期間当時の給与及び社会保険の事務担当者を特定することはできず、申立期間の厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、上記被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資

格取得日は昭和 40 年 11 月 2 日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(青森)厚生年金 事案 3035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から50年2月1日まで 私は、昭和47年8月から同年11月までの期間及び48年11月1日から50年1月31日までの期間にA株式会社でB職として勤務したが、申立期間が同社での厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、申立期間当時の関係書類は処分したとしていることから、 申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が姓名を記憶していた4人のうち既に死亡している1人を除く3人、姓のみ記憶していた者と同姓の者3人、及び申立期間当時にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している16人の合計22人に照会を行ったところ、10人から回答があった。このうち、1人は申立人を知っているが、申立人の具体的な勤務期間は覚えていないとしている上、他の9人は申立人を知らないとしていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入等について、具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 47 年 11 月 21 日に 国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間を含む 48 年 4 月から 50 年 1 月までの期間は、国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 東北 (青森) 厚生年金 事案 3036 (青森厚生年金事案 806 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から平成元年1月まで

株式会社Aに一緒に勤務していた同僚が厚生年金保険に加入していることから、私も加入していたと思い申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

私の年金記録の生年月日が誤っていること、及び厚生年金保険に加入 していたことを証言してくれる同僚が見付かったことから、再度調査を してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における株式会社Aに係る申立てについては、i)申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたと主張しているが、申立人が名前を挙げている同僚に照会したところ、「申立人の名前に記憶が無い。」、又は「申立人は昭和31年から36年頃までの間だけ働いており、その後は働いていない。」と述べていること、ii)当該事業所の事業主は、「当時の関係資料は無く、昭和49年の厚生年金保険の新規適用時に加入していなければ、当社では働いていなかったと思われる。」としているとともに、申立人を知る同僚が、「申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していなかった。」と述べていること、iii)当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「私は、昭和50年3月に株式会社Aを辞めた後、社長の姉が個人経営していた事業所で働いた。その時、申立人もそこで働いていた。私は、そこでは厚生年金保険に加入していないことから、ほかの人も加入していないと思う。」と述べていること、iv)申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和44年9月から52年2月に婚姻を解消するまでは元夫の健康保

険被扶養配偶者であったと推認できること、v) オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和52年6月から53年3月までの期間は国民年金の申請免除期間、同年4月から平成元年1月までの期間は法定免除期間であったと確認できることなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成23年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、年金記録の生年月日と実際の生年月日が相違しており、昭和 13 年*月*日が申立人の生年月日であると主張している。

しかしながら、申立人の戸籍謄本及び婚姻前の従前戸籍謄本等を確認したが、いずれにおいても申立人の生年月日は、年金記録と同じく昭和 13 年*月*日と記載されており、オンライン記録においても申立人の生年月日が訂正された記録は無い上、申立人が主張する生年月日での厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、申立人は、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入について新たに証言してくれる同僚として3名の名前を挙げているが、これらの同僚には、前回の申立ての際にも年金記録確認B地方第三者委員会から照会しており、そのうち1名は、「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。今回の再申立てに当たり、当委員会から改めて当該3名の同僚に照会したが、いずれの者からも回答は得られなかった。

さらに、C市福祉事務所から提出された生活保護受給証明書によると、申立人は、昭和52年6月22日から平成17年6月1日までの期間において、生活保護を受給していたことが確認できることから、申立期間のうち、昭和52年6月から平成元年1月までは、株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立期間について年金記録確認B地方第三者委員会の当初の 決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金 保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたと認めることはできない。

東北(宮城)厚生年金 事案 3038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年4月1日まで 私はA業種である有限会社Bに昭和63年10月1日から平成元年10 月31日まで勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていた。 しかし、国の記録では申立期間が厚生年金保険の未加入期間となって いるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において有限会社Bに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Bにおいて給与事務を扱っていた税理士事務所から提出された同社の厚生年金保険の適用通知書によれば、同社が適用事業所となったのは平成元年4月1日であり、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該税理士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者 資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の有限会社Bにお ける厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は平成元年4月1日であり、 オンライン記録と一致している。

さらに、当該税理士事務所では、申立期間当時、社員の給与から厚生年 金保険料を控除していないと回答している。

加えて、事業主は、申立期間当時の関係資料等は既に廃棄処分したとしており、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

V10

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(福島)厚生年金 事案 3040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月上旬から57年1月下旬まで

② 昭和59年2月上旬から61年8月16日まで

私のA株式会社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和61年8月16日から62年9月20日までとなっているが、申立期間①及び②においても同社でパートタイマーとして勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間①及び②のほとんどの期間において、申立人は同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A株式会社は、同社が保管する申立人に係る人事関係資料から、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和61年8月16日から62年9月20日までであるとしており、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、A株式会社が加入するC企業年金基金が保管する申立人に係る「加入者記録票」によると、申立人の同基金の加入期間は、昭和 61 年8月 16日から 62 年 9月 20 日までであることが確認でき、当該記録は上記人事関係資料及びオンライン記録と一致している。

さらに、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和61年8月16日と記録されており、当該原票に不自然な訂正箇所は見当たらない上、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 10 月から 61 年 7 月までの期間は国民年金の被保険者であり、57 年 7 月から 61 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の納付は全額免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(岩手)厚生年金 事案 3041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月1日から42年4月30日まで

② 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 30 日まで

私は、毎年秋から翌年春にかけて、A職(季節労働者)として、B県 C郡D町(現在は、E市)にあったF合名会社で働いていたが、申立期 間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所属していたG協会の会員証の経歴書及び同僚の証言から、申立人は、昭和34年の秋から44年の春まで毎年冬期間にA職としてF合名会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F合名会社は、平成 21 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散し、同年 7 月 22 日に清算結了しているところ、元代表社員は、「当時の関係書類は保存期間を過ぎて処分したため、申立人の厚生年金保険加入の取扱状況について不明である。」としており、申立期間当時の保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた者を含む、申立期間①及び②においてF合名会社でH職として働いたとするG協会に所属していた複数の同僚は、全員が申立人と同様に申立期間①及び②について同社における厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和35年11月に国 民年金に加入し、36年4月から毎月の保険料を納付していることが確認 できるところ、昭和36年度から40年度までのF合名会社における厚生年 金保険の被保険者期間は、後日国民年金保険料が還付されていることが確 認できるが、申立期間①及び②の期間については保険料が還付された記載が無く、国民年金保険料の納付済期間となっている上、複数の同僚も国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、F合名会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②の期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人と同様にG協会に所属していたH職はおらず、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(宮城)厚生年金 事案 3043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から同年7月1日まで

- ② 昭和50年10月1日から51年7月1日まで
- ③ 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
- ④ 平成4年10月1日から5年4月1日まで

申立期間①について、私は、昭和 47 年4月1日にA事業所(現在は、B事業所)に就職したが、厚生年金保険料の加入が同年7月1日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②、③及び④について、それぞれの申立期間前と比べて給料は変わらないのに、標準報酬月額が下がっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所が提出した辞令簿から、申立人は、昭和47年4月1日にA事業所に採用され、申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B事業所は、「申立人の申立期間①に係る保険料の控除等については不明であるが、C県内のD業の事業所では、試用期間中は職員互助会に入れず正職員のみ互助会員になれるところ、C県D業職員名簿によると、申立人の職員互助会加入年月日が昭和 47 年7月1日と記載されており、同時期に就職した複数の職員も就職の3か月後に互助会に加入していることから、申立期間①は試用期間であったことも考えられる。」旨回答

している。

また、複数の同僚が「当時は試用期間があった。採用から3か月後に正職員となり社会保険に加入した。」旨証言している。

さらに、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者資格の取得日は 昭和 47 年7月1日である上、健康保険厚生年金保険被保険者原票による と、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日も同日となっており、オ ンライン記録と一致し、不自然な訂正等の記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②、③及び④について、B事業所では、「申立人の当時の賃金 台帳等を廃棄したため、保険料控除額については分からない。」としてお り、標準報酬月額の決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届の内容、給与 支給額、厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間②、③及び④を含む昭和 50 年 10 月1日から平成5年4月1日までの期間に、申立人以外にA事業所における厚生年金保険の被保険者期間がある8人のうち、標準報酬月額が直前の標準報酬月額に比較して減額された記録がある者は4人おり、申立人の標準報酬月額のみが減額されたわけではないことが確認できる。

さらに、申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のA事業所における昭和50年10月1日の標準報酬月額は7万2,000円となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等の記載は見当たらない。

申立期間③及び④について、オンライン記録によれば、それぞれ 10 月 1日の定時決定で標準報酬月額が 20 万円及び 28 万円とされていることが 確認でき、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた処理記録は確認できな い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③及び④について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(宮城)厚生年金 事案 3044 (宮城厚生年金事案 2842 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から53年3月2日まで 前回の申立てに対する年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の通 知書を受け取ったが、なぜ申立期間に厚生年金保険も雇用保険も記録が 無いのか疑問に思えてならない。当時は、B地区各地のC団体等に、同 僚の一人と一緒にD製品を納入する業務に就いていた。

当時の株式会社Eにおける同僚の名前と在職期間を知らせるので、申立期間と照合してもらえれば、私が在職していた状況が分かると思う。もう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i)株式会社Eに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 52 年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険証を直後の同年3月7日に返納したことが確認できる上、同社において53 年3月2日に被保険者資格を再取得したことが確認できること、ii)雇用保険の記録により、申立人は同社において雇用保険被保険者資格を52年2月28日に喪失し、離職票の交付が同年3月1日に行われたことが確認できる上、53 年3月2日に同社に係る被保険者資格を再取得していることが確認できること、iii)申立人の同社に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の記録がおおむね符合しているところ、同社において厚生年金保険被保険者の記録がある同僚全員についても、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の記録がおおむね符合し、同社においてはこれらの届出手続がはぼ同時に行われたと推認されること、iv)同社の役員及び同社に勤務した同僚から申立人の申立期間における勤務状況等を確認できる証言が得ら

れないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づく平成25年2月22日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間についてD製品をB地区各地のC団体等に販売及び納入する業務についていた時期であるとしており、その納入先である団体名を具体的に挙げ、更にそのことを知っているはずであるとする同僚の名前を挙げている。

しかしながら、当該同僚のうち住所が判明した9名に照会したところ、7名から回答があり、うち4名は、株式会社EがD製品を販売していたこと、及び申立人がその業務に関わっていたことを証言しているものの、それが申立期間についてであるかは不明としている上、ほか3名は、同社が当該商品を販売していたかは覚えていないと回答している。

また、申立人が販売及び納入していたとするD製品のメーカーは、申立期間当時の取引履歴や納入履歴は残っていないとしている。

さらに、申立人がD製品の納入先であるとして挙げた4団体について調査をしたところ、1団体は災害により被災した状況がうかがえ連絡先も不明であること、また、ほかの3団体は当時の担当者がいない上、記録は無いとしていることから、申立期間当時、株式会社EがD製品を販売及び納入していたことを確認することはできない。

加えて、同僚1名は、「申立人は株式会社Eを一度辞めてもう一度入社してきたと思う。社会保険事務等に係る業務を委託していた社会保険労務士に聞けば分かると思う。」旨の証言をしており、当該社会保険労務士は、「株式会社Eの業務を行ってはいたが、当時の記録は残っていない。」旨の回答をしている。

このほか、申立期間について年金記録確認A地方第三者委員会の当初の 決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金 保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたと認めることはできない。

東北(秋田)厚生年金 事案 3045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から33年6月1日まで 私は、中学校を卒業してA株式会社B事業所(以下「C事業所」とい う。)に入社した。当時は未成年であったため、D職として採用された。 しかし、E職であるF作業の人がいない時は、私がG作業場に入ってF 作業の仕事をした。

申立期間をE職としての記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のC事業所における厚生年金保険の被保険者種別は第1種被保険者と記録されていることが確認できるところ、申立人は中学校を卒業してD職として採用され、E職がいない時はG作業場に入ってF作業をしたことから申立期間については第3種被保険者であると述べている。

しかし、オンライン記録により、C事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち、住所が判明した 18 人に照会を行ったところ9人から回答を得たが、当時事務を担当していたとする者は、「申立人についての記憶は無いが 16 歳及び 17 歳であれば第 1 種被保険者としての届出をした。従業員が少なかったのでD職であっても時にはG作業場に入って作業することはあったと思う。」旨回答しており、また、別の同僚は、「18 歳まではE職になれなかったので 18 歳になってからE職になった。」旨回答している上、残る7人からも、申立期間当時18 歳に達していなかった申立人がE職であったことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、オンライン記録において、C事業所に係る厚生年金保険被保険者 63 人のうち、第3種被保険者は27人確認できるところ、その全ての者が 18歳を超えた年齢で第3種被保険者となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人がG作業場で勤務していた同僚として名前を挙げた3人についても、申立期間について、申立人と同様に第1種被保険者であることが確認できる。

加えて、C事業所の法人登記簿は見当たらず、事業主を特定することができないことから、当時の被保険者種別に係る届出状況等を確認することができない。

なお、当時の厚生年金保険法第3条第1項第3号(昭和60年法律第34号により現在は附則第5条第12号)において、厚生年金保険第3種被保険者とは常時G作業場で作業に従事する者とされている上、労働基準法第64条(昭和60年法律第45号により現在は第63条)においては、使用者は、満18歳に満たない者をG作業場で労働させてはならないとしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北(福島)厚生年金 事案 3046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月1日から53年9月30日まで 私が株式会社Aに勤務した昭和46年4月1日から53年9月30日ま での期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、私が記憶している 当時の給与額と相違し、低い金額となっていることに納得できない。

私はB職であったが、昭和49年1月に21歳で株式会社AのC店の店長に就任しており、同年7月頃の給与は11万円ぐらい、50年4月頃は12万8,000円、52年4月頃は14万8,000円と記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、申立人が記憶する給与支給額より低い記録となっていることに納得できないとして、記録の訂正を申し立てているが、株式会社Aは、平成 18 年 10 月 31 日に清算結了しており、同日に代表取締役であった者及び清算人は、当時の資料は無く、不明としていることから、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が株式会社AのD店の前任店長であったと記憶する者及び申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 16 人に照会したところ、回答の得られた7人の中で、同社C店の店長であったする1人の同社における標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが当該2人の店長の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記回答の得られた7人は、いずれも申立期間当時の給与明細

書を所持していないことから、同社における厚生年金保険料控除等の状況 を確認することができなかった。

加えて、申立人に係る株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。